

令和3年第6回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年6月7日(月) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時20分

2. 場 所 東区役所3階第4・第5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 19名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	梶山 正治
7	伊藤 信彦	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	沼田 聖	12	沖田 光春
13	河野 信義	14	谷口 憲	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員
なし

6. 議事録署名者
16番 山縣 由明 17番 吉田 米治

7. 職務のため出席した事務局職員
事務局長 大畦 裕之 事務局次長 石原 健二
主幹(事)主任 平木 周二 主 査 有馬 隆幸
技 師 森下 まゆ

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

(5) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用届出撤回の専決処理について
- (6) 農地転用（農業用施設）届出の専決処理について

・農政に係る審議事項

- (1) 令和4年度広島市農政に関する意見書について

・その他

- (1) 「ひろしま地産地消の日」の制定等について
- (2) 大雨及び日照不足等に伴う農作物等の被害防止対策について
- (3) ウンカ対策について
- (4) 令和3年度第2回地区協議会の日程について
- (5) 農地利用状況調査等の円滑な実施について
- (6) 令和3年6月の現地調査日程について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和3年第6回広島市農業委員会総会を開会します。

今日は全員出席であります。出席者が過半数に達しており、総会は成立いたします。

議事録署名者を指名します。

16番、山縣委員、17番、吉田委員をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1件を上程します。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（有馬主査）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請1件について説明します。議案の3ページをご覧ください。

1番は経営規模拡大のため、自宅に近い申請地を譲り受けるものです。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われまふ。これらの案件は、総会で承認されまふと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長

それでは担当委員のご意見をお伺いします。1番、梶山正治委員。

梶山委員

6番の梶山です。

5月19日に事務局職員と現地調査いたしました。自宅の裏の申請地で、畑になっており、特に問題ありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質問等ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、1件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について6件を上程します。説明をお願いいたします。

事務局（有馬主査）

議案第2号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の6件について、説明いたします。

議案の4ページをご覧ください。

1番は雑種地への転用事案で、建設業等を営む譲受人が、申請地を譲り受けて、事業用の資材置場及び、別途商品保管契約を締結する業者の車両一時置場として利用しようとするものです。申請地は譲渡人が一部資材置場及び建物の敷地として利用していたため、始末書を添付しています。また、申請地は市街化調整区域内にあり、既存の建物は都市計画法の許可を受けていないため、今回の申請に際し、撤去及び解体を行う旨の誓約書の提出がありました。よって、許可に際しては、既存建物の撤去及び解体を条件に付すこととなります。

2番、及び3番は雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電施設を設置しようとするものです。譲受人はいずれも県外事業者ですが、機器のメンテナンスは2番については親会社の広島支店が行い、3番については市内事業者に委託し行うこととしています。

4番は雑種地への転用事案で、隣接の土地建物と共に申請地を譲り受け、自家用駐車場として利用しようとするものです。

5番は宅地への転用事案で、譲渡人である親から申請地を借り受け、農家住宅を建設しようとするものです。

6番は雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、既存駐車場の拡張及び、鉄筋類等の資材置場として利用しようとするものです。

申請地は全て、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま

す。以上の案件は、本総会で承認されま

す。以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第2号について、担当委員のご意見をお伺い致します。

1番、佐藤委員。

佐藤委員

10番の佐藤です。

5月18日に事務局の方2名と現地を確認しました。先ほど事務局から説明がありましたように、建物が建っているのですが、これは撤去するという条件を付けるとのことです。周りの農地には影響ありませんので問題ないと思います。

議 長

2番、沖田委員。

沖田委員

12番の沖田です。

5月18日に事務局2名と現地調査を行いました。可部線の廃線に伴う軌道敷跡地の道路に隣接する申請地を、所有権移転して太陽光発電設備を設置しようというものです。周りには何も建っていませんし、転用については問題ないとは思いましたが、5日くらい前ですか、申請地の近所の人から、申請地周辺の住民へ太陽光発電設備を作る説明が全く無かったということで、「話があるまでは許可を止めといてください」と言われました。ですが、周囲への営農には影響は無いと思われます。

これは、どうすればいいですか。

議 長

この件についての質問や意見については、後から皆さんで議論します。

では、議案番号第2番の件は後とし、その他の全体について議論します。

3番、山縣委員。

山縣委員

16番の山縣です。

3番について説明します。この件は、本年4月16日、私と河野芳徳委員、及び事務局職員2名で現地調査しました。申請地は山間部で休耕地となっております。譲渡人が耕作することが困難となり、譲受人に所有権移転し、太陽光発電設備を設置するものです。周辺農地等に支障は無いと思います。

議 長

4番、吉田委員。

吉田委員

17番の吉田です。

4番の案件は、5月19日、事務局職員2名と私で現地調査をしました。今回の譲受人は、住宅を購入されましたが、駐車場が足りないということで、畑を駐車場にするということでございます。異議はございません。

議 長

5 番、奥田委員。

奥田委員

18 番の奥田です。

事務局の方と5月19日に現地調査をいたしました。譲渡人が息子に兼業農家として独立するために、農家住宅用の敷地として譲り渡すということで、問題はないと思います。

議 長

6 番、児玉委員。

児玉委員

19 番の児玉です。

去る5月19日に事務局職員2名と現地を確認しました。隣地も譲受人が2、3年前に購入され、資材置場とされており、その拡張で今回購入されるということで、別に問題ないと思います。

議 長

それでは、先ほどの2番の案件ですが、住民の同意を得ていないので許可しないように、という地元からの要望のようですが皆さんの意見を伺いたいと思います。

沼田委員

法的にはどうなのですか。

議 長

事務局から説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

事務局の平木です。

今回の申請で、地元で事前の説明が無かったということですが、申請書が提出された段階で、農業委員会が申請の内容について地元で話をするというのは、個人情報保護の観点から出来ないため、淡々と事務を進めています。今回の申請は許可基準を満たしており、地元で事前の説明が無かったという理由で不許可にすることや、地元との調整が終わるまで許可を止めることはできないと考えられます。また、不許可の要件にも当てはまらないため不許可にはならないと考えられます。

議 長

今事務局の説明があったように、許可をしなくてはいけないそうなのですが、皆さんの意見はどうでしょう。

梶山委員

地元はどういう理由で駄目だと言っているのですか。

沖田委員

理由は、申請地の集落には、何かする時は周りの同意を得るという慣習があるので、それに従ってもらいたいと地元から言われました。

事務局（平木主幹）

同意書の取り扱いについて、現在は、地元から同意を得ることにはなっていませんので、許可基準を満たしていれば、淡々と事務を進めていくこととなります。事務局にも地元から同様に許可をしないでほしい旨の話がありましたので、地元の方へは先ほどの説明をしています。業者には、地元から説明をしてほしいという要望があることは伝えますが、地元には強制力はないということを伝えております。

河野信義委員

地元の意見は、尊重したほうがいいと思います。年寄りの人が色々と地域のことを決められていても、若い人は「何も知らないよ」という人が最近は多いです。ちゃんとした決め方をしているのなら、法的に問題はなくても、ある程度地元の意見も聞いてやらないといけないと私は思います。

議 長

そうだとしても許可しないというわけにはいかないらしいです。

河野信義委員

地元の要望を聞かないまま進めていると、地元のまとまりが無くなって、どこもかしこもおかしなことになってくると思います。

伊藤委員

この案件は不許可の要件に当てはまらなければ、許可しないといけないのですから、申請人が地元の説明に行けばいいのではないですか。40、50年も昔は、水路の関係とか、隣接者の同意とかは年寄りに話を通していました。水路の関係とか、隣接者の同意を口頭でも取っていました。だから、どういう転用にするのか、申請地の周辺の人には興味があるので、申請人が地元へ説明に行かれたらどうでしょうか。

議 長

という意見が出たのですが、他にまだ意見はございますか。

下谷委員

以前もこのような案件があったと思いますが、一つ一つ人の気持ちを聞いていたらきりがないので、言葉は悪いのですが、農業委員会の仕事なので、仕事だけをやったらどうか、という意見を聞いたことがあります。

議 長

それでは、この案件は許可しないということには出来ないのですが、許可することによろしいでしょうか。

伊藤委員

いいと思います。

議 長

意見はありましたが、以上6件を許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、6件を許可することに決定いたします。なお、一部については事務局の説明の通り許可に際して、既存建物の撤去及び解体を条件にすることにいたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第3号、農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明いたします。

議案の5ページをご覧ください。

本案件は、太陽光発電施設用地への転用目的で、令和2年10月16日付けで農地法第5条の許可を受け、取得したものです。

当初は、令和3年4月30日までに完了する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により業者の手配及び調整に時間を要することとなったため、完了予定を令和4年9月30日とする、履行延期の承認申請があったものです。

なお、5条許可に基づき申請地の所有権はすでに申請人に移転しています。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

議案第 3 号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1 番己斐委員。

己斐委員

3 番の己斐です。

令和 3 年 5 月 1 8 日火曜日に、事務局の職員 2 名と現地の調査を行いました。先ほど事務局から説明がありましたが、コロナの影響で資材の調達などの調整がうまくは出来なかったということで、令和 3 年 5 月 1 1 日に履行延期申請書が提出されております。現地は道路沿いにありまして、雑草が生えておりました。現在手入れはされておきませんので、このまま放っておくと、工事に入るまでに約 3 ヶ月の期間があり、草のよく生える時期でございますので、周囲に迷惑がかからないように除草していただくよう、現場に行った折に事務局の職員の方に私の意見として述べておきました。その他は、異議はございません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1 件を承認することに決定します。

続きまして、議案第 4 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、2 件を上程します。説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第 4 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則 20 年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。農業委員会としましては、

- ① 被相続人が農業を営んでいたか
- ② 相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか
- ③ 申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正

に管理が行われているか、耕作しているか

などを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の6ページをご覧ください。

今回、2件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。

この申請につきましては、先ほど申しあげました①～③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので1番の担当委員として私から説明します。

5月10日に事務局2名、またこの日は非農地調査があり、溝口委員にも見ていただきました。その結果、適正に管理されていて問題はないと思います。

2番、児玉委員。

児玉委員

19番の児玉です。

5月19日に事務局職員2名と現地を見ました。現在も田んぼとして田植えもされており、息子さんが耕作しておられるので問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第5号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの判断について、30件を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第5号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの判断についてです。

農地の利用状況調査の結果、「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない」と認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

それでは、議案の7ページから11ページをご覧ください。今回、1番から4番で上程している合計30筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木、竹等の「山林」もしくは、笹、カヤ等の「原野」であり、「農地に該当しない」と判断される土地です。

以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を伺います。

1番から3番、山本委員。

山本委員

4番の山本です。

番号1、2、3につきまして、4月22日に平川推進委員と現地調査し、山林及び原野であったことをご報告いたします。

議 長

4番、吉田委員。

吉田委員

17番の吉田です。

これは昨年11月17日から19日にかけて、私と小林推進委員とで現地を再度調査いたしました。その結果から、山林と原野に分けました。特別に異議はございませんが、再度見ていく中で、現況が竹とか雑木とかありますけども、若干以前の調査から変化していたという部分がありまして、雑木が竹になったり、竹が雑木になって、笹になったり、ということがございましたが、この19筆は非農地でした。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第5号の30件を非農地の判断とすることについて決定いたします。

以上で、農地に係る審議事項を終了します。

続いて、農地に係る報告事項に入ります。

報告第1号から第6号の専決処理について、95件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

報告第1号から第6号までの専決処理について、説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出12ページから15ページの32件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出16ページから22ページの42件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請23ページ、24ページの10件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出25ページの7件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地転用届出撤回26ページの1件、及び報告第6号 農地転用届出27ページの1件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第6号までの説明を終わります。

議 長

事務局の説明があった報告第1号から第6号について、何か質問がございますか。

(委員：質問なし)

議 長

質問がないようなので、報告事項を終了致します。

続きまして、議事日程5、農政に係る審議事項の議題に入ります。

はじめに、令和4年度広島市農政に関する意見書について事務局に説明をお願いします。

事務局（森下技師）

令和4年度広島市農政に関する意見書についてです。お配りしております配付資料1ページをお開きください。

まずは、1として、昨年度提出した意見書項目と市の対応状況について、先月の市からの回答も踏まえて改めてご説明いたします。

まず、項目1では、「農地の利活用に向けた多様な担い手の育成について」

(1)では、農地利活用を進める多様な担い手の育成・確保について

(2)では、施策の推進のための専門職員育成や関係機関との連携について意見を提出したところ、市の対応は、

(1)の農地の利活用については、農地の条件に応じた利活用を進める多様な担い手の育成確保にむけ、

- ・既存の研修事業は継続しつつ、「“ひろしま活力農業”経営者育成事業」については課題を踏まえ、就農時の客土等の負担軽減、コマツナからの品目転換などに取り組んでいる。

- ・小規模就農など多様なニーズに応じた育成研修の事業化に取り組む予定である

(2)の専門職員の育成については、市の専門職員の育成、関係機関との連携による推進体制の強化に向け、

- ・農家への経営指導、育成事業に対応できる能力を有する職員を研修等により育成していく。

- ・JAの営農振興計画を重視し、連携を深めて農業の活性化を図る。

- ・各種事業の実施に当たっては、県、市、JAで構成する農業技術部会などで連携する

と回答いただきました。

項目2の「都市農業の振興について」では、

(1)では、生産緑地制度について、農業者への周知・普及の推進について

(2)では、生産緑地指定後の農地が新鮮な農産物の供給だけでなく、多様な効果を発揮できるよう、農家取り組みやすい制度の運用を求めるという意見を提出しました。

市の対応状況として、

- ・コロナ等もあり周知が不十分な中、23人、約5.8ヘクタールの生産緑地を指定した。

- ・今後さらに周知を図り、指定の拡大を図るとともに、都市農地の機能がさらに発揮できるよう、出荷要件や面積要件等の緩和を検討していくと回答いただきました。

項目3として、「多様な農地利用に必要な条件整備に資する施策の強化について」では、

(1) 有害鳥獣被害対策として、頭数の減少など確実な効果につながるような取組を行うこと。

(2) 小規模農地整備事業や耕作放棄地再生・利用事業など、遊休農地の解消や農地の適正な利用の推進に効果のある施策の拡充の検討と、取組事例の周知・普及を図ること。

という意見を提出しました。市の対応状況として、

(1) の有害鳥獣対策については、

・わな狩猟免許の取得費用の一部を補助する「有害鳥獣駆除従事者育成事業」を令和2年度に開始し、令和3年度はわなのみでなく、銃猟免許取得者に対象を拡大した。

・令和3年度捕獲報奨金をシカ4,000円→5,000円、イノシシ5,000円→6,000円へ引き上げた。

(2) の小規模農地整備事業、耕作放棄地再生・利用事業等農地利用の推進につながる施策の拡充等については、

・小規模農地整備事業を農振地域以外でも実施できるよう県に要請する。

・耕作放棄地再生・利用事業は予算確保及び事例紹介等による普及を進める。

という回答をいただきました。

では、次のページをお開きください。

去年の提出した意見書でしたり、その回答、また、これまで委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、今年の見解の考え方案について事務局の方で整理してみました。これはあくまで、「この方針で行きましょう」と確定したのではなく、これから委員の皆様にご意見をいただきながら、検討を進めていきたいというものです。

まず一つ目に、「認定農業者等の中核的担い手に対する支援」と挙げています。

認定農業者を始めとした中核的担い手経営課題の分析、現在の市場動向や最新の技術情報を提供するなど、経営指導の強化が項目の内容として考えられます。この中には、当然、課題を抱えている新規就農者も含まれております。

二つ目に、「多様な担い手の育成・確保に向けた取組」と挙げています。

既存の担い手育成事業については、先ほどの市からの回答にもありましたように、市の方で、課題の見直しに取り組んでいるところです。その中で、新規就農者の大幅な確保が必要なことから、新規就農相談体制の整備、研修の栽培品目や時間帯等、多様なニーズを捉えた研修の実施、また、小規模の農地からでも就農できるよう利用権の下限面積の緩和が項目の内容として考えられます。

最後に、「持続的な農地活用に向けた各種支援」についてです。

市内農家が、持続可能な農業ができるよう、例えば、有害鳥獣の駆除面、防護面の強化や、農地整備事業等の公的支援の維持・拡大が項目の内容として考えられます。

本市であらゆる人が農業へ新規参入でき、持続的に営農できるような条件を整え、ひいては、多様な農地の活用が進むように、今回、このような項目を素案として挙げております。

本日この説明後にご意見をいただいた上で、委員の皆様の意見をより反映していけるよう、昨年もお願いしましたが、総会后、会長、両職代、各地区協議会会長・副会長の委員にお残りいただき、意見書について話し合いの場を設けたいと考えておりますので、急を申し上げて大変申し訳ないのですが、よろしくお願いたします。その意見書検討の会のメンバーに加えて、新任で若手の農業者である岩重委員もメンバーに加わっていただければという案を出したいと思っております。また、本日こちら初めてお配りした資料でもありますので、今日この場で言えずとも、後日、口頭やメール、3ページにつけております様式等、どのような形でも大丈夫ですので、ご意見ある方は、事務局までご提出をお願いいたします。

以上で、令和4年度広島市農政に関する意見書についての説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質疑は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

事務局から、説明がありましたとおり、総会終了後に意見書の検討会がありますので、関係委員の方はよろしくお願いたします。

続きまして、議事日程6のその他事項に入ります。

事務局から報告をお願いたします。

事務局（森下技師）

それでは、『『ひろしま地産地消の日』の制定等について』農政課より情報提供がありましたので、説明させていただきます。

配付資料5ページ、右上の資料2をお開きください。

最初に、1の「経緯及び目的」についてです。

本市では、地元産農林水産物の消費拡大を図るため、平成6年度から“ひろしまそだち”地産地消推進事業に取り組み、市内生産者が農薬の適正使用などの関係法令を遵守して生産した市内農産物に“ひろしまそだち”マークを表示してもらうなど、「市内産・新鮮・安心」な農林水産物のブランド化に努めてきています。

また、広島広域都市圏においても、地産地消推進部会参加市町の「郷土推奨産品」などの生産拡大と消費拡大を図るため、「農作物生産・出荷促進商談会」や「地産地消PR事業」に取り組むことで、地産地消を推進してきています。

さらに、令和2年6月に策定した第6次広島市基本計画において、市民の日常生活の安全・安心の確保に向けた施策の一つとして、消費者が社会や環境に配慮した生産等を経た商品やサービスを積極的に選択できるよう、エシカル消費の普及啓発を図ることとしています。

こうしたことを踏まえ、今後、地産地消の大切さを広く周知することによって市民

の理解をより一層促進するため、「ひろしま地産地消の日」を制定するとともに、市内全域における地産地消の定着に向けた取組を展開していきます。

次に、「2 内容等」についてです。

まず、「(1)「ひろしま地産地消の日」とする月日(つきひ)」についてですが、アのとおり広島産品を消費する日として「ひろしま産day」をキャッチフレーズとし、漢字の「産」を数字の「3」と日曜日の英語のSundayの「Sun」に掛けて、毎月第3日曜日とし、イのとおり、令和3年6月から開始します。

次に「(2)制定に合わせた取組」についてですが、まず、アの市主体の取組として、(ア)のとおり、ひろしま市民と市政6月1日号で「ひろしま地産地消の日」を紹介するとともに、(イ)のとおり、市民へ地産地消の大切さを普及啓発するシンポジウムを開催します。シンポジウムの詳細については、後ほど「別紙」で説明いたします。

次に、イの民間企業等と連携した取組として、(ア)消費者が生産地を訪れる「地産地消ツアー」などのイベントの実施、(イ)SNS等を活用したレシピ動画などの配信、(ウ)スーパーマーケット等でのPR用のぼり旗やPOPの掲示等による販売促進、そして(エ)商店街や町内会などと連携し、季節ごとに生産者と消費者を繋げる地産地消イベント等の各区での実施に取り組めます。これらの取組は次年度以降も継続して実施し、市内全域で地産地消が定着するように、取り組んでいくとのことです。

続きまして次のページ「別紙」をお開きください。

「地産地消推進シンポジウムの開催について」です。

まず、「1 目的」についてですが、先ほど御説明したとおり、「ひろしま地産地消の日」を制定することとしており、地産地消の大切さを広く周知することによって市民の理解をより一層促進するため、シンポジウムを開催します。

次に、「2 日時・会場」についてですが、これは未定となっております、新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策後の感染状況等を踏まえて決定するとのことです。

最後に、「3 内容」についてですが、(1)～(3)のとおり、生産者、流通業者・小売業者、消費者などが参加し、基調講演、地産地消に関する取り組みの事例発表やパネルディスカッションを予定しています。

また、お手元に、今月号の市民と市政をお手元に配付しておりますので、是非お読みください。下谷農業委員が表紙で特集いただいています。

以上で、『「ひろしま地産地消の日」の制定等について』の説明を終わります。

続きまして、配付資料の7ページ、右上資料3をご覧ください。大雨及び日照不足等に伴う農作物等の被害防止対策についてです。

こちら、県の方から通知があったのですが、気象庁の予報によると、梅雨前線が西日本から東日本へのびており、前線等に向かってあたたかく湿った空気が流れ込んでいるため、大気の状態が非常に不安定となっており、大雨や日照不足に伴う農作物等の生育等への影響が懸念されております。

こちらページ下にありますURLにアクセスしますと、次の8、9ページにあるように、作物ごとの雨、冠水後の対策について書いてありますので、周辺農家への周知普及等にご活用ください。

以上で大雨及び日照不足等に伴う農作物等の被害防止対策についての説明を終わり

ます。

続きまして、次のページの配付資料10ページ、資料4についてです。こちらは西部農業技術指導所よりきておりましたウンカ対策の資料提供です。

「1 飛来状況」をご覧いただきたいのですが、先ほどの長雨や日照不足のお知らせと類似するのですが、例年より梅雨入りが早かったこともあり、ウンカ類の飛来が予測されています。四国、近畿、東海地方ではウンカの飛来が既に確認されておりますが、5月30日時点では、広島県内では飛来の確認が認められていないとのこと。

「2 防除対策」についてです。

4月中下旬に田植えを行った品種ですと、箱施用剤の効果が弱まっている可能性がありますので、6月中下旬頃に田に入り、ほ場でウンカの発生確認を行うようにしてください。

5月に田植えを行った品種については、残効性のある箱施用剤を使用されていれば、急にウンカが大量発生する可能性は低いと考えられます。また、田植えしたけど箱施用剤を使用していない方は圃場の様子をよく確認し、ウンカが発生していましたら、都度薬剤をかけるようにしてください。次の11ページにこのことに関するフローチャートが示されております。

また、その次の12ページに全農の資料をお借りして、事務局作成の資料をつけております。1に、ウンカの発生パターン、2に防除のタイミング、3に具体的な農薬名も含めたポイントについて示しておりますのでご覧ください。また、農薬詳細については農協営農指導員や区農林課職員へご確認をお願いいたします。

以上でウンカ対策についての説明を終わります。

続きまして、配付資料13ページ、資料5をご覧ください。令和3年度、第2回地区協議会開催日程の予定表についてです。前回の総会後に各地区協会長に日程を調整していただいたものとなっております。予定として、令和3年の7月7日水曜日から13日火曜日の間で各地区予定をしております。内容が現地調査で、利用状況調査の目合わせ、活力の就農候補地、耕作放棄地再生利用事業地、優良事例等々の現地視察を予定しております。

下の表ですが、各地区毎の日時と、参考に去年行った場所の内容と、集合場所について書いておりますので、参考にご覧ください。

一番重要なのが、一番下の※印、内容及び集合場所について、各地区協議会で意見をとりまとめのうえ、別紙様式、次のページに様式を付けておりますので、6月15日までに、どんな予定で行きます、というのを事務局までご提出をお願いいたします。以上で地区協議会の説明は終わります。

事務局（平木主幹）

それでは、農地利用状況調査等の円滑な実施について、説明させていただきます。

資料の方は17ページで、右上に資料6と書いてある資料をご覧ください。農地利用状況調査についてのお願いです。この文書は本日推進委員の方にも、先ほどの長雨による日照不足、ウンカの対策と一緒に本日発送の準備をしております。

農地利用状況調査については、平素より真摯にお取り組みいただき厚く御礼申し上げます。

げます。農地利用状況調査につきましては、先月依頼をさせていただきましたが、農地利用状況調査は調査が広範囲に及び車での移動が伴うことから事故の発生等も懸念されます。そういったことから、調査を円滑に実施していただくため、次の事項について配慮いただきますようお願いいたします。

まず一つ目として、駐車禁止場所への駐車は絶対しないよう注意してください。

二つ目として、私有地への駐車は、所有者への承諾を得るなどしてください。調査にあたって駐車禁止場所に絶対停めないことと、もしやむを得ず私有地等へ駐車する場合は所有者とか会社の事務所なら、事務所の方に必ず一声掛けて停めるようにしてください。

三つ目として事故のないよう安全運転に努めてください。これは、利用状況調査の現地調査だけでなく、車の運転には気を付けてもらって道路交通法等関係法令を遵守し事故のないよう安全運転に努めていただきたいと思います。

そうしまして、調査にあたり、何かトラブル等が発生しましたら、速やかに事務局の方に必ず連絡を入れていただきたいと思います。

また、これから暑さが厳しくなってきますので、水分補給や休憩をとるなど、体調管理に気を付けていただいて、調査の方、実施してもらったと思います。

事務局（有馬主査）

今月、令和3年6月の現地調査日程についてです。

配付資料の18ページをご覧ください。今月の許可案件等の受付締切日は、6月15日（火）となっております。

現地調査につきましては、15日の夕方、17時15分から18時頃に許可の対象地区がある担当の委員には電話で調整させていただきます。

日程につきましては、第1日目は6月16日（水）で午前旧市、午後安芸区、第2日目は6月17日（木）で午前が安佐北の可部・安佐、午後が安佐北区の白木・高陽地区、3日目が6月18日（金）で午前が安佐南区、午後が佐伯区とさせていただきます。

許可申請の状況により、開始時間の調整等々をさせていただきますので、ご協力の方をよろしく願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質疑等は、ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

これで令和3年第6回総会を終了しますが、その他全体的にご意見等がございますか。

（委員：意見なし）

議 長

次回の総会は、令和3年7月5日（月）午後1時30分から、東区区役所3階第4・5会議室で行う予定です。

それでは、鍛冶山会長職務代理者によろしく申し上げます。

鍛冶山会長職務代理者

大変お疲れ様でした。この後今年度の意見書の考え方について、お忙しいところですが、各地区協議会の会長、会長代理に集まって意見をいただきたいと思います。

毎日暑い日が続いたり寒くなったり、体調を崩さないように、皆さんしっかり頑張っていたいただきたいと思います。本日はどうもご苦労様でした。